

委託番号	128
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 感染性廃棄物収集・運搬業務委託（単価契約）
- 2 委託期間 令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで
- 3 委託場所
- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 草加市神明二丁目2番2号 | 草加消防署（草加八潮消防局含む） |
| (2) 草加市西町108番地2 | 草加消防署西分署 |
| (3) 草加市青柳六丁目23番6号 | 草加消防署青柳分署 |
| (4) 草加市清門二丁目1番地43 | 草加消防署北分署 |
| (5) 草加市谷塚町525番地2 | 草加消防署谷塚ステーション |
| (6) 八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地 | 八潮消防署（指令センター含む） |
- 4 積算方法 感染性廃棄物の予定排出量を3,120kg／年程度とするが不確定なため、感染性廃棄物1kg当たりの契約単価を見積もること。
また、電子マニフェストシステム利用料は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが公表しているB料金（年間1,980円、利用開始月は令和3年4月）とし、上記(1)～(6)の計6施設を1つの加入単位として積算すること。
- 5 支払方法 感染性廃棄物は、契約単価に排出量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務完了確認後、月ごとに支払うものとする。
電子マニフェストシステム利用料は、当該システムの利用期限である令和4年3月末日以降に支払うものとする。
なお、請求書は、3の(1)～(5)と(6)に分け、電子マニフェストシステム利用料については、3の(1)～(5)の請求書に含めること。
- 6 委託内容
- 救急活動を含む災害活動等において排出された感染性廃棄物（一部、非感染性廃棄物を含む）について、排出事業者（以下、草加八潮消防組合）の指定する履行場所から適切に収集及び運搬業務を行うものとする。
- (1) 種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、「法」という。）に基づく、感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月）に沿った種類（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等）を対象とする。ただし、感染性・非感染性のいずれかであるかの判断ができないものについては、感染のおそれがあるものと判断して取り扱うこととする。
- (2) 引き渡し方法
草加八潮消防組合の指定した履行場所から、廃棄物の性状にあった適切な容器に保管された感染性廃棄物を、原則として草加八潮消防組合の職員立ち会いのもと、排出量の確認とともに引き渡すものとする。
- (3) 回収方法
年間12回の回収を予定し、草加八潮消防組合の指定する履行場所にて回収とする。

(4) 容器の配布

草加八潮消防組合で使用する容器にあっては、バイオハザードマークを表示した耐貫通性のある堅牢で、密閉できるものとする。なお、容器の配布方法は受注者に対し回収前におおむねの要望数を連絡し、回収時に配布することとする。

(5) 電子マニフェスト及び廃棄物管理票

ア 本委託業務は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用して実施するものとする。草加八潮消防組合及び受注者は、それぞれ電子マニフェストシステムに加入し、自らに係る費用の負担を行わなければならない。

イ 受注者は、廃棄物の収集を行うときは、草加八潮消防組合担当者立ち会いのもと廃棄物の種類及び量の確認を行うとともに、草加八潮消防組合の電子マニフェスト予定登録情報と照合する。

ウ 草加八潮消防組合は、廃棄物の引渡し後3日以内に、電子マニフェスト登録（法第12条の5第1項の規定による。）を行い、電子マニフェスト番号を受注者に通知する。

エ 受注者は、廃棄物の運搬終了後3日以内に、電子マニフェストに運搬終了報告（法第12条の5第2項の規定による。）を行う。

オ 草加八潮消防組合は、草加八潮消防組合又は受注者が正当な理由によって電子マニフェストシステムを利用できない場合には、廃棄物の搬出の際に、受注者に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付する。この場合、草加八潮消防組合及び受注者は、法第12条の3の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

(6) 委託料の請求と支払方法

受注者は、当月分の感染性廃棄物の一連の業務が完了したことを確認したのち、草加八潮消防組合に遅滞なく請求書の送付を行うものとする。

なお、排出数量が不確定であることから、契約単価の1kg当たりに収集・運搬量を乗じた額を支払うものとする。

また、草加八潮消防組合が利用する電子マニフェストシステム利用料はB料金とし、当該システムの利用期限である令和4年3月末日以降に支払うものとする。

(7) 電子マニフェストシステム利用料

草加八潮消防組合が利用する電子マニフェストシステム利用料は、草加八潮消防組合が財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに、料金支払代行者利用申込書を提出することにより、受注者が負担すること。

(8) その他の事項

ア 法令上の責任

委託業務を行うに当たっては、収集・運搬・各事業所に係る許可証の写しを提出するとともに、法に基づき、特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物に準じて処分するものとする。

イ 収集・運搬

受注者は、感染性廃棄物の収集・運搬に当たっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにを行い、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し、又は運搬すること。

また、受注者は、積替えの場合を除き、感染性廃棄物の保管を行わないこととする。

ウ 感染性廃棄物容器内及び容器外を完全に処分し、周辺の清掃保持に努めるものとする。

エ 感染性廃棄物の運搬用車両の運行に当たっては、他の車両の通行を妨害することのないような場所に駐車することとし、また運搬中においては、収集した廃棄物の散逸を防止するよう努めるものとする。

オ 受注者は、自己の作業員に対し、服装、言動及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導するものとする。

カ 受注者は、自己の作業員について自らおこなったと同一の責任を負うこととし、その責任を免れることはできないものとする。

7 事故等の報告

受注者は、業務中に生じた事故等については、適切な措置を講じるとともに、速やかに関係機関に連絡及び報告をおこなうこととする。

8 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当係と協議して指示を受けるものとする。
- (3) 不当請求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、草加八潮消防組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、草加八潮消防組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署 救急係

電話 048-924-2114 (直通)